

新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済支援について

新型コロナウイルス感染拡大により家計が急変し、今後の学業生活に支障をきたすような重大な影響のある世帯に対し、次のような経済支援制度があります。

1. 授業料等の納入について

家計の急変等の事情により期日までに学費の納入が難しい場合は、学校事務局までご連絡下さい。所定の手続きにより納入期限の延長、または分納が可能です。

2. 日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構では、家計が急変した学生等への支援として緊急採用・応急採用を随時受け付けています。高等教育修学支援新制度においても同様に授業料等減免・給付型奨学金制度が対応しています。申請には各種条件等がありますのでご確認下さい。

① 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

新型コロナウイルス感染症の影響などで家計の急変があった学生に対し、奨学金を貸与する制度です。緊急採用（第一種奨学金・無利子）と応急採用（第二種奨学金・有利子）があります。

② 給付奨学金 家計急変

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

詳細については日本学生支援機構ホームページをご参照ください。

「緊急採用・応急採用」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

※ 何れの場合も本校事務局、または担任までご連絡下さい。

TEL 027-253-0345